

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 6 月 2 日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通出水上桜鶴円町361番地
【電話番号】	0 7 5 (7 7 8) 4 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町435番地
【電話番号】	0 7 5 (7 7 8) 4 1 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2021年6月1日

(2) 当該事象の内容

当社は、2021年3月19日付で、興和株式会社（以下「興和」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、興和と出資契約を締結すると共に、今後の事業再生と事業継続に向け、財務体質の抜本的な改善を図るため、「産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続」（以下「本事業再生ADR手続」）の下で事業再生に取り組んでおりましたが、2021年5月27日付で本事業再生ADR手続が成立し、本事業再生ADR手続の対象債権者であるお取引金融機関から総額9,078百万円の債務免除（以下「本債務免除」）にご同意いただきました。2021年6月1日、本債務免除の効力が発生し、特別利益を計上することとなりました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

本債務免除により、2021年12月期第2四半期の個別及び連結決算において9,078百万円の債務免除益を特別利益として計上する見込みです。

以 上